

日常生活用具一覧

この表において、「児」とは原則3歳以上18歳未満、「者」とは18歳以上を指します。

品目欄に☆がついている用具は、給付意見書が必要です。難病の方は、対象となる用具すべてにおいて給付意見書が必要です。

他の法令（自賠責・労災・介護保険・健康保険等）により支給を受けられる場合は他法令を優先します。

種目	品目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として18歳以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。） ②難病患者等で寝たきりの状態で①と同程度の状態にある者	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	①下肢又は体幹機能障害1級の児・者（寝返りや起き上がりが困難な児・者に限る。） ②難病患者等で寝たきりの状態であって①と同程度の状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害1級の自力で排尿ができない児・者（寝返りや起き上がりが困難な児・者に限る。児にあつては、原則として学齢児以上） ②難病患者等で、自力で排尿ができず①と同程度の状態にある者	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の児・者（入浴時に家族等他人の介助を要する児・者に限る。児にあつては、原則として学齢児以上）	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障害2級以上の児・者（下着交換に家族等他人の介助を要する児・者に限る。児は、原則学齢児以上） ②難病患者等で寝たきりの状態で①と同程度の状態にある者	介助者が障がい児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年

	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害２級以上の児・者（移乗又は移動若しくは立ち上がり困難な者に限る。） ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害を有し①と同程度の状態にある者	介護者が障害児・者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害２級以上で３歳以上の児	座位保持を可能とする機能を有し、附属のテーブルを付けて食事の訓練等ができるもの	33,100円	5年
	訓練用ベッド (児のみ)	①下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢児以上の児（寝返りや起き上がりが困難な児に限る。） ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害を有し①と同程度の状態にある児（原則として学齢児以上の児）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200円	8年
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害１級、下肢又は体幹機能障害２級の者でかつ上肢機能障害２級（総合等級１級）の児・者（寝返りや起き上がりが困難な児・者に限る。）	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	58,000円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障害２級以上であって、入浴に介助を必要とする児・者（児は原則として学齢児以上） ②難病患者等で入浴に介助を要し①と同程度の状態にある者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器 (ポータブルトイレ)	①下肢又は体幹機能障害２級以上の児・者（児は原則として学齢児以上） ②難病患者等で常時介護を要し①と同程度の状態にある者	容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すりなし 4,450円 手すり付き 5,400円	8年

頭部保護帽	<p>①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のうち、脳性麻痺、失調等により立位又は歩行が不安定であり、転倒の危険がある児・者</p> <p>②重度又は最重度の知的障害児・者及び精神障害を有してんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれがある児・者</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p> <p>ア：スポンジ、革を主材料に製作</p> <p>イ：スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作</p>	<p>ア 12,160円</p> <p>イ 36,750円</p>	3年
歩行補助つえ (T字状・棒状)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の児・者	<p>ア 主材料が木材(十分な強度を有するもの)で、外装がニス塗装されたもの</p> <p>イ 主材料が軽金属で外装が塗装されていないもの</p>	<p>ア：2,310円</p> <p>イ：3,150円</p>	3年
移動・移乗支援用具	<p>①平衡感覚又は下肢若しくは体幹機能3級以上で、家庭内の移動等において介助を必要とする児・者(児にあっては、原則として3歳以上)</p> <p>②難病患者等で下肢が不自由で①と同程度の状態にある者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p>	60,000円	8年
特殊便器	<p>①上肢障害2級以上、重度又は最重度の知的障害及び精神障害1級のいずれかを有し、自らの排便処理が困難な児・者(児にあっては、原則として学齢児以上)</p> <p>②難病患者等で上肢機能に障害があり①と同程度の状態にある者</p>	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年

火災警報器	<p>①身体障害者等級2級以上の又は精神障害等級1級以上及び重度又は最重度の知的障がい児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>②聴覚障害等級4級以上の障がい児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>ア 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p> <p>イ 室内の火災を煙又は熱により感知して信号を発し、火災報知機の信号が手元の受信機で分かるもの</p>	15,500円	8年
自動消火器	<p>①身体障害者等級2級以上の又は精神障害等級1級以上及び重度又は最重度の知的障がい児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）</p> <p>②聴覚障害等級4級以上の障がい児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）</p> <p>③難病患者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で①又は②と同程度の状態にある者</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上、重度又は最重度の知的障害及び精神障害1級を有する単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する障がい者	容易に使用し得るもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の児・者（児は原則として18歳以上）	容易に使用し得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害等級2級以上者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。ただし、火災警報器と連動して使用する場合は聴覚障害等級4級以上の児・者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年

	環境制御装置	上肢又は下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを１台で操作できる機能を有し、容易に使用し得るもの	68,000円	５年
	テーブルリフト	下肢又は体幹機能障害２級以上で、車いすを常用する者	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、容易に使用し得るもの	100,000円	５年
	音声標識ガイド装置	視覚障害２級以上の者	歩行時間延長信号機用小型送信機と一体になって使用できる受信機	25,000円	５年
在宅療養等支援用具	透析液加温器【☆】	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う児・者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	５年
	ネブライザー（吸入器）【☆】	①吸器機能障害３級以上の児・者 ②下肢又は体幹機能障害の２級以上かつ①と同程度であって、必要と認められる児・者 ③難病患者等で呼吸器機能に障害があり①又は②と同程度の状態にある者	容易に使用し得るもの	36,000円	５年
	電気式たん吸引器【☆】	①呼吸器機能障害３級以上の児・者 ②下肢又は体幹機能障害の２級以上かつ①と同程度であって必要と認められる児・者 ③難病患者等で呼吸器機能に障害があり①又は②と同程度の状態にある者	容易に使用し得るもの	56,400円	５年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害３級以上の障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	容易に使用し得るもの	9,000円	５年
	視覚障がい者用体重計	視覚障害２級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	容易に使用し得るもの	18,000円	５年

	パルスオキシメーター 【☆】	①呼吸器機能障害を有し、呼吸管理上、必要と認められる児・者 ②難病患者等で人工呼吸器の装着が必要で①と同程度の状態にある者	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	46,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害3級以上の者又は肢体不自由者4級以上であって、音声機能障害若しくは言語機能障害4級以上の児・者（児にあつては原則として学齢児以上）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具（障がい者向けパソコン周辺機器、アプリケーションソフト等）	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上であつて意志伝達が困難な障がい児・者（児にあつては原則として学齢児以上で文字を書くことが困難な者）	（画面音声化ソフト） パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できるもの	30,000円	5年
			（視覚障がい者用ワープロソフト） 音声ガイド、文字拡大機能等視覚障がい者の利用に配慮したもの	40,000円	
			（点字処理システム） パーソナルコンピュータへの点字による文字入力をキーボードから行うもの	20,000円	
			（スキャナ装置） 文字、画像等を読み取り、文字を認識するソフト、画像を拡大するソフト等に情報を出力できるもの	15,000円	
パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な障がい児・者（児は原則として学齢児以上）	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、容易に使用し得るもの	60,000円	5年	
点字ディスプレイ	視覚障害1級又は視覚、聴覚障害複合障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上）であつて、必要と認められる児・者（児は原則として学齢児以上）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年	

点字器	視覚障害を有する児・者（児にあっては原則として学齢児以上）	容易に使用し得るもの（付属品としての点筆を含む）	標準型 両面書真鍮板製 10,400円	7年
			両面書プラスチック製 6,600円	
			携帯用 片面書アルミニウム製 7,200円	5年
			片面書プラスチック製 1,650円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の児・者（就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれている者に限る）	容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の児・者（児にあっては原則として学齢児以上）	音声等により操作ボタンの知覚又は認識ができ、デジタイズ録音再生ができ、容易に使用し得るもの	録音再生機： 89,800円 再生専用機： 35,000円	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の児・者（児にあっては原則として学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障害を有し本装置により文字等を読むことが可能になる児・者（全盲を含む。児にあっては原則として学齢児以上）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
視覚障がい者用時計 【☆音声式】	視覚障害2級以上の者（音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	容易に使用し得るもの	触読 10,300円 音声 13,300円	10年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる児・者（児にあっては、原則として学齢児以上）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用し得るもの	71,000円	5年

	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児・者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	音声、言語障がい児・者	(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,110円	4年
			(電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,200円	5年
	点字図書 ※点字図書発行 証明書が必要	主に情報の入手を点字によってしている視覚障がい児・者	点字により作成された図書	点字図書価格から一般図書価格を控除した価格	—
	電動ページめくり装置	上肢機能障害2級以上の児・者（児にあっては原則として学齢児以上）	電動により図書のページをめくるもので、容易に使用し得るもの	150,000円	5年
	携帯用会話補助装置専用大型キーボード	携帯用会話補助装置の給付対象としている者のうち、上肢障害2級以上の児・者（児にあっては原則として学齢児以上）	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力ができるようキーが大型化されたもの	80,000円	5年
	点字電子手帳	意志伝達が困難な視覚障がい児・者（点字による意志伝達が可能な者に限る。）	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つもの	125,000円	5年
排泄管理支援用具	ストーマ用装具 (洗腸用具)	ぼうこう又は直腸障害を有しストーマを造設した児・者	(ストーマ用装具) 人工的に腹膜に設けた排泄口からの排泄物を入れるもの	蓄便袋 (1月分) 8,600円 蓄尿袋 (1月分) 11,300円	—

			(洗腸用具) 飲料に適した微温湯をストーマより注入して腸の内容物を洗い出すもの	12,000円	6ヶ月
	紙おむつ等 (紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品) 【☆初回のみ】	ぼうこう又は直腸機能障害及び乳幼児期以前に発現した脳性麻痺等運動機能障害を有し、排尿若しくは排便の意思表示が困難である児・者	容易に使用し得るもの	(1月分) 12,000円	—
	収尿器	ぼうこう機能障害を有する児・者	(男性用) 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付いたもの(ラテックス製又はゴム製) (女性用) 耐久性ゴム製の採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付であるもの	男性用 普通型 7,900円 簡易型 5,900円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前に発現した脳性麻痺等運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害等級3級以上の児・者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の児・者。児にあっては原則として学齢児以上) ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり①と同程度の状態にある者	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(賃貸住宅については、本人もしくは同居する家族が継続して1年以上継続して居住している場合に限る。)	200,000円 (1回のみ)	—